改正電子帳簿保存法後の着眼点！
インボイス制度・電子インボイスについて

TDC トヤマデータセンター

※本資料は株式会社オービックビジネスコンサルタント社の「OBC 360°サイト」の記事を参考にしています。

本資料の概要

本資料は経理担当者の方に向けに、
2022年1月施行「改正電子帳簿保存法後」に経理業務で大きな影響がある
2023年10月施行予定のインボイス制度・電子インボイス(官民連携で検討中)について
知っておきたいポイントを解説します。ぜひ、ご参考ください。

参考：OBC360°　https://www.obc.co.jp/360

2021年12月時点の情報に基づいた内容となります。

Agenda

インボイス制度・電子インボイスについて知っておきたいポイント

これからの時代の経理業務の在り方

インボイス制度・電子インボイスについて知っておきたいポイント

インボイス・インボイス制度とは

インボイス（適格請求書）
正確な適用税率や消費税額などを記載した請求書などの書類
※発行には「**適格請求書発行事業者**」**登録**が必要
※未登録事業者の発行は罰則

インボイス制度
適格請求書のみが仕入税額控除の対象となる制度

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

❶ インボイス・インボイス制度とは

インボイス制度対応の請求書＝適格請求書とは？

適格請求書は、現在の請求書の記載事項に対して、適格請求書発行事業者に割り振られる「登録番号」や「正確な適用税率や消費税額」などの記載が追加で必要になります。

仕入税額控除の新たな要件

	～2023年9月末	2023年10月～
帳簿	一定事項が記載された帳簿の保存	一定事項が記載された帳簿の保存
請求書等	区分記載請求書等の保存	**適格請求書等の保存**

	区分記載請求書等の記載事項	**適格請求書等の記載事項**
請求書等	①請求書発行者の氏名(または名称)	①請求書発行者の氏名(または名称)＋**適格請求書発行事業者登録番号**
	②取引年月日	②取引年月日
	③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
	④税率ごとに区分して合計した税込対価の額	④税率ごとに区分して合計した**対価の額（税抜または税込）および適用税率**
		⑤**税率ごとに区分した消費税額等**
	⑤請求書受領者の指名(または名称)	⑥請求書受領者の指名(または名称)

適格請求書等のイメージ

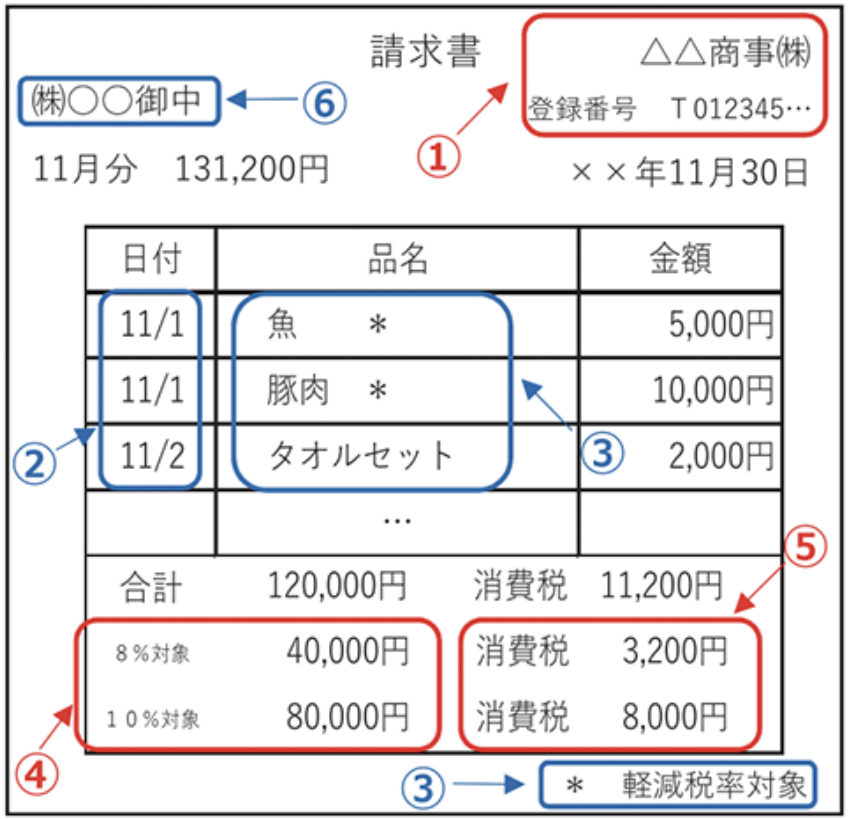

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159 https://www.obc.co.jp/360/list/post178 https://www.obc.co.jp/360/list/post86 https://www.obc.co.jp/360/list/post192

適格請求書の発行/受領に向けた準備

取引先が仕入税額控除を受けるために適格請求書を必要とします。一方で自社が仕入税額控除の適用を受けるため、一定の事項を記載した帳簿および適格請求書の保存が必要となるため、次の3点を準備する必要があります。

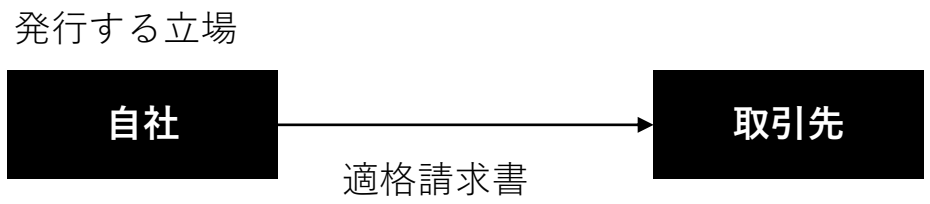

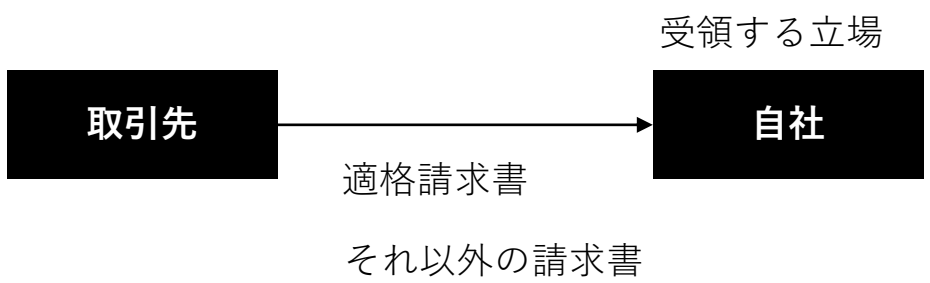

発行する立場

1．適格請求書発行事業者に登録する

2．現行システムで適格請求書が発行できるか、写しを保存できるかを確認する

受領する立場

3．現行システムで適格請求書とその他請求書を区分管理できるか、区別して保存できるかを確認する

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

１．適格請求書発行事業者に登録する

登録申請のポイント

提出書類：適格請求書発行事業者の登録申請書

提出期限：2023年3月31日まで　※期日までの申請が困難な事情がある場合、2023年9月30日まで延長が可能

提出方法：以下の3パターン

■e-Taxの場合の流れ
提出から通知まで約2週間

１．事前準備
- 国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトの「申請手続」を選択し、[e-Taxソフト(WEB版)へ]へアクセス
- マイナンバーカードによるログイン
- 利用者識別番号の取得

２．申請手続き
- 登録申請データの作成・送信
- 登録通知データの確認

詳しい手順書ダウンロードはこちら

３．登録通知書がデータで格納
※電子での通知を希望した場合

■書面郵送の場合の流れ
提出から通知まで約1か月

１．登録申請書の作成
用紙ダウンロードはこちら
記入例ダウンロードはこちら
記入時の注意事項ダウンロードはこちら

２．登録申請書の郵送
郵送提出先は、各国税局のインボイス登録センター宛となります。**税務署ではないので注意**
インボイス登録センターはこちら

↓税務署による審査、登録/公表/登録簿搭載

３．登録通知書の受取
※電子での通知を希望していない場合

■書面窓口持参の場合の流れ
提出から通知まで約1か月

１．登録申請書の作成
用紙ダウンロードはこちら
記入例ダウンロードはこちら
記入時の注意事項ダウンロードはこちら

２．登録申請書の提出
書類を印刷して、管轄の税務署へ提出

↓税務署による審査、登録/公表/登録簿搭載

３．登録通知書の受取
※電子での通知を希望していない場合

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm

参考）適格請求書発行事業者になると義務が発生

適格請求書発行事業者になると、**課税売上高1,000万円以下でも消費税申告が必要**になります。また軽減税率の対象品目を販売しなくても取引先から求められた場合には適格請求書を発行しなければなりません。様々な義務が発生します。

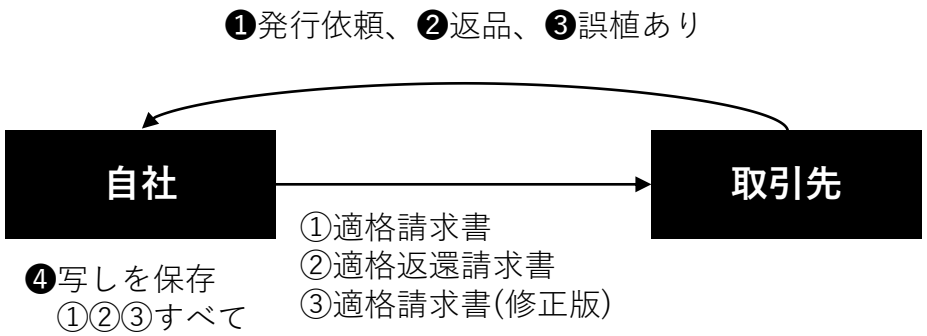

❶適格請求書の交付義務　：　**売上時**　取引先の求めに応じて、適格請求書類を交付する

❷適格返還請求書の交付義務　：　**返品時**　売上げに係る対価の返還等を行った場合、適格返還請求書を交付する

❸修正した適格請求書の交付義務　：　**誤植など修正時**　誤りがあった場合、修正した適格請求書類を交付する

❹写しの保存義務　：　**すべて**　交付した適格請求書類の写しを保存する

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

２．現行システムで適格請求書が発行できるか、写しを保存できるかを確認する

ポイント

１．個別開発の販売管理システムを利用している方：適格請求書の記載事項の追加ができるか？

現行システムの開発元に対応について確認しておくことが必要です。

販売管理・請求書発行パッケージやクラウドサービスを利用している方、自動で対応できるか？

現行システムでの対応方針と対応時期を確認しておくことが必要です。

エクセル等で作成している場合に関しては、フォーマットの作り直しが必要です。

２．発行した適格請求書の写しの保存義務に対応もできるか？

交付した適格請求書の写しを保存する義務が課せられます。発行した原本の保存が必要です。

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

３．現行システムで適格請求書とその他請求書を区分管理できるか区別して保存できるかを確認する

ポイント

１．取引先ごとに課税・免税の識別ができるか？

課税・免税の識別ができない場合、分類から保管までの業務が非常に煩雑になります。
特に、免税事業者が発行した請求書は、仕入税額控除が100%できなくなる訳ではなく、2023年10月から3年間は80%、
その後3年間は50%の仕入税額控除が可能となる経過措置が取られる予定です。
そのため、その間の仕入管理はそれぞれ別に管理しておく必要があります。

２．仕入税額控除計算に使う書類とそうでない書類を区分、分類・保管できるか？

保存期間は、これまでと同様、交付日または受領日の翌月1日から2ヶ月後を経過して7年間となります。
保存が必要とされる請求書等には、適格請求書や適格簡易請求書、適格請求書の記載事項が記載されている仕入明細書等、またそれらの電磁的記録（PDFなど）が含まれます。

仕入税額控除の計算では税率ごとの仕訳が必要になるため、税区分ごとに仕訳入力することになります。
販売管理と会計システムが連携していない場合は、手入力作業が必要なため入力ミスに注意が必要です。

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

ワンポイント

適格請求書の取引をスムーズに進めるために請求業務のデジタル化がおすすめ

紙の請求書の場合、インボイス制度でその管理業務は複雑になることが想定できます。また紙でなく電子データのやり取りの場合は、2022年1月の改正電子帳簿保存法で、電子取引データのまま保存が必須となりました。

インボイス制度でますます電子データでのやりとりは加速し、その電子取引データの保存が必要になってくることが予想させ、インボイス制度で複雑化する業務を見据え、早めに請求業務のデジタル化に取り組むことがおすすめです。

登録番号の確認
区分経理の仕訳入力
帳簿との付け合わせ

取引先（仕入先） → **自社** → **取引先（得意先）**

受領
- 適格請求書
- 適格返還請求書
- 適格請求書(修正版)
- それ以外の請求書

発行した請求書の写しを保存

受領した請求書を保存

発行
- 適格請求書
- 適格返還請求書
- 適格請求書(修正版)

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159 https://www.obc.co.jp/360/list/post178 https://www.obc.co.jp/360/list/post86 https://www.obc.co.jp/360/list/post192

電子インボイスとは

電子インボイス
適格請求書を電子化したもの

なぜ、電子インボイスが検討されているか？
※官民が一体となって日本企業がスムーズに
インボイス制度に対応するため
※適格請求書で複雑化する業務に対応するため
※改正電帳法の電子保存義務で電子化が進むため

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159 https://www.obc.co.jp/360/list/post178 https://www.obc.co.jp/360/list/post86 https://www.obc.co.jp/360/list/post192

電子インボイスが経理業務にもたらすメリット

1．仕訳入力から仕入税額控除の計算まで業務が自動化できる

2．高い真正性で改ざんの心配がなくなる

3．海外取引も国内取引と同様に対応できる

4．適格請求書の保管・管理・検索が容易になる

5．在宅勤務やテレワークでも請求書業務ができる

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

１．仕訳入力から仕入税額控除の計算まで業務が自動化できる

インボイス制度の業務影響

複雑になった複数税率ごとに会計処理を行い、仕入税額控除の対象かどうかを判断し、適切に入力処理をしていかなければなりません。適格請求書と免税事業者等からの請求書との分類に始まり、仕入税額控除の計算に必要な情報を会計システムに入力する業務は、相当手間がかかると予想されます。

電子インボイスの役割・価値

国内で規格統一された仕様になるため、各社のシステムで対応を検討することが予想されます。取引先が異なるシステムを使用していても、請求情報を自動で取り込めるようになり、複雑化が心配されている仕入税額控除の計算もシステムが自動で行ってくれるようになります。また、社内の基幹システムが相互連携できていれば、販売管理システムでの取引情報をもとに会計システムでの処理も自動化でき、帳簿との付け合わせ作業などもなくなります。

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

２．高い真正性で改ざんの心配がなくなる

請求書を電子化する企業の懸念

請求書の改ざんは書面の場合、法人印を押印するなどの対応が可能ですが、そもそも押印に法的根拠はないため、PDFなど電子データで請求書を交付する場合も、押印は不要とされています。ただし、メールやweb上でPDFなどの電子データを送付する場合、個別に改ざん防止措置を取る必要があります。

電子インボイスの役割・価値

電子データの場合、改ざん防止措置方法としてタイムスタンプの付与や電子署名などがありますが、電子インボイスでは適格請求書発行事業者情報を付与した電子署名（eシール）の導入が検討されています。総務省では今後、eシールの制度化を予定しており、実現すれば「適格請求書発行事業者等が発行した電子インボイスの真正性確保」が保証されることになります。これにより、書類の適正保存や適格請求書発行事業者の確認事務など、インボイス制度導入後の事務負担を減らすことができると期待されています。

eシールとは？

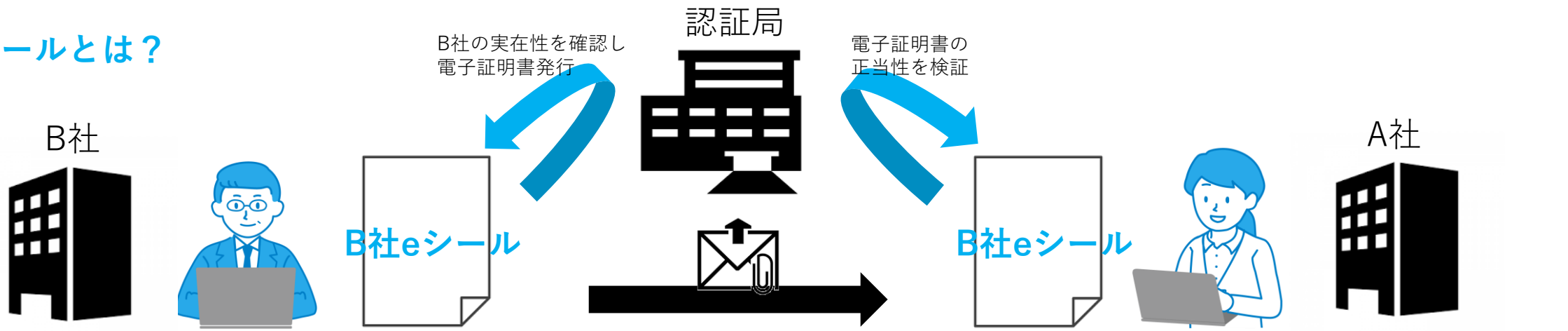

B社は請求書等データにB社のeシールを付与し、
メール等でA社に電子的に送付

請求書等データを受け取ったA社は、データに付与されたB社の
eシールを確認し、請求書等データの発行元がB社であることを確認

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192
https://www.soumu.go.jp/main_content/000683651.pdf

3. 海外取引も国内取引と同様に対応できる

電子インボイスの役割・価値

電子インボイスが「Peppol（ペポル）」 に準拠することになれば、海外企業との取引でも国内と同様の電子インボイスでやり取りすることが可能になります。

「Peppol（ペポル）」を導入している国は世界各国に広がっており、現在オーストラリアやニュージーランド、シンガポールをはじめとした30か国以上で採用され、日本では、日本の法令や商慣習などを反映した日本仕様として標準規格化されることになります。

世界規模での競争力が激化している現代では、海外企業との取引でも国内と同様に電子インボイスでやり取りを可能にすることで、国内企業の成長を後押しすることができると政府も期待を寄せています。

国内取引

同じ対応

海外取引

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

4. 適格請求書の保管・管理・検索が容易になる

紙の請求書の課題

請求書は7年間の保存義務があり、全ての適格請求書が対象となります。紙でやり取りしていると、保管する場所やファイリングなどの手間、保管のための経費がかかります。

電子インボイスの役割・価値

電子データで保存すれば、保管スペースも経費も必要なく、ファイル名などで必要な情報を手早く検索することが可能になります。請求書を電子データで保存する場合、電子取引の種類に応じて以下の4つのような方法が認められます。

電子取引の種類と保存方法

電子メール添付の場合

1．請求書等の添付メールそのものをサーバや自社システムに保存する

2．添付された請求書等をサーバ等に保存する。

発行者のWebサイトからPDFダウンロードする場合

1．Webサイトに保存する。

2．Webサイトからダウンロードしてサーバ等に保存する。

発行者のWebサイトからHTMLデータで表示される場合

1．Webサイト上に保存する。

2．Webサイト上に表示される請求書を画面印刷し、サーバ等に保存する。

3．Webサイト上に表示されたHTMLデータを請求書の形式に変換し、PDF等でサーバ等に保存する。

第三者等が管理するクラウドサービスを利用し授受する場合

1．クラウドサービスに請求書等を保存する。

2．クラウドサービスから請求書等をダウンロードして、サーバ等に保存する。

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

5. 在宅勤務やテレワークでも請求書業務ができる

電子インボイスの役割・価値

コロナ禍で経理業務の最大の課題となったのが、業務の性質上「テレワークができない」ことでした。その最たる理由が「請求書業務」と言われています。電子インボイスに対応するクラウドサービスを使えば、オフィス外にいてもインターネットを介してアクセスできるため、在宅勤務やテレワークでも請求書業務に従事することができます。

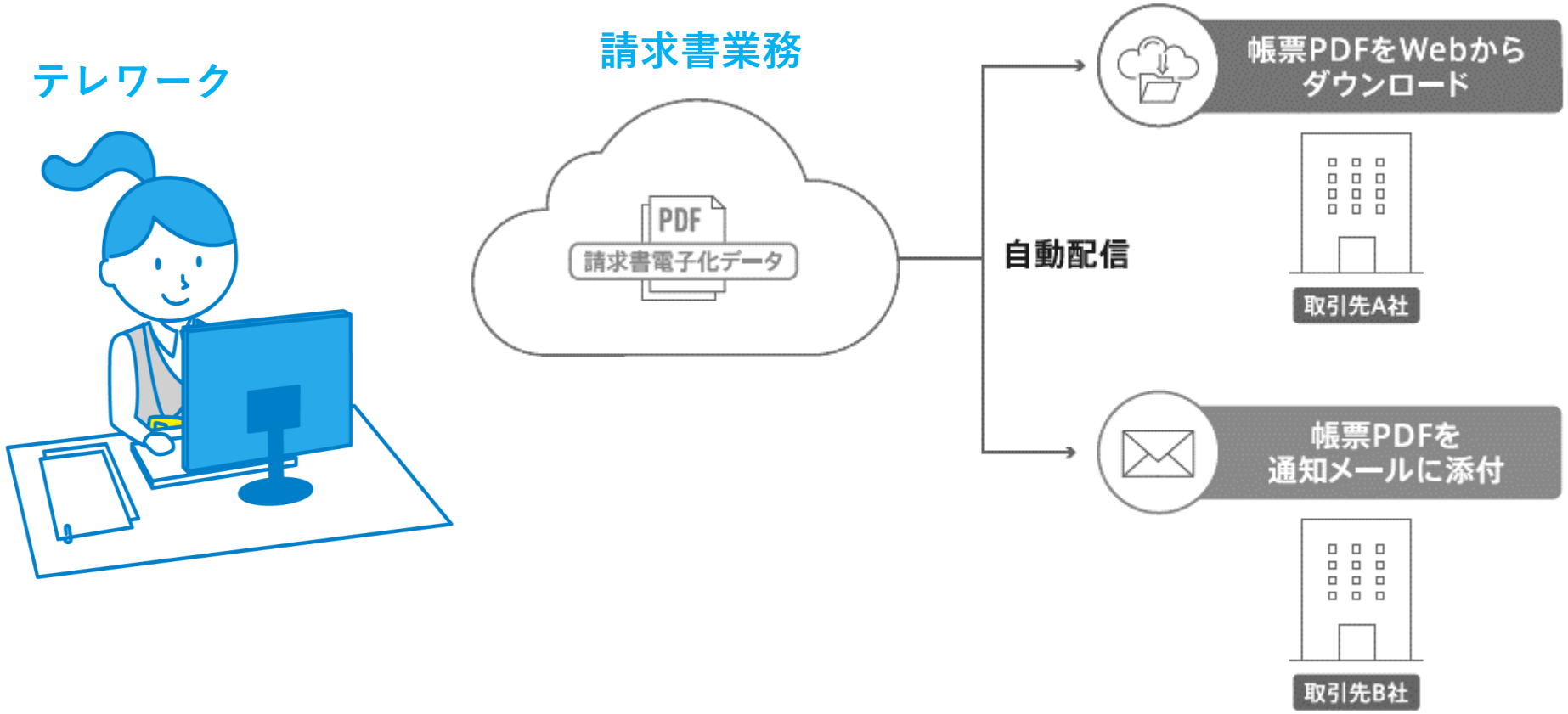

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

ワン
ポイント

電子インボイスの取引をスムーズに進めるために請求業務のデジタル化がおすすめ

企業には今後、インボイス制度に向けて適格請求書への対応とともに、電子インボイスへの対応も求められる可能性があります。電子インボイスの動向にも注目して、インボイス制度開始後からスムーズに業務に取りかかれるよう、まずは請求業務のデジタル化で、少しずつ業務のデジタル化を進めておくことがおすすめです。

デジタル化

参考：https://www.obc.co.jp/360/list/post159　https://www.obc.co.jp/360/list/post178　https://www.obc.co.jp/360/list/post86　https://www.obc.co.jp/360/list/post192

これからの時代の経理業務の在り方
業務のデジタル化のススメ

株式会社オービックビジネスコンサルタント
代表取締役社長 和田 成史

「業務のデジタル化」のススメ

すべての企業に求められる「業務のデジタル化」

企業を取り巻く環境は、「労働人口の減少」や「多様な人材の活用」、そして「働き方改革」と、少しずつ変化してきましたが、新型コロナウイルスによって、急速な「デジタルシフト」が進んでいます。社会全体がデジタル化へ大きく舵を切っている今、企業の業務においても、ペーパーレス化やキャッシュレスなどの新しい仕組みによってデジタル化へと変化が始まっています。業務のデジタル化は、企業規模に関わらず、すべての企業に求められる変化であり、将来にわたって企業の競争力の源泉になっていくと考えられます。

業務のデジタル化は、どんな企業でも実現できる

「企業の業務もアナログからデジタルへの転換が必要だ」という考えには異論はないが、一方で「自社には難しそうだ」「業務が大きく変わるのは困る」といった声もあります。デジタル化によって、業務が変わってしまうというのは誤解です。業務は変わらず、やり方が変わるだけ。ITを活用して、手入力というアナログなやり方から、データをそのまま使って手間なく、正確に結果を出せるようになるのです。例えるなら、車の自動運転のようなものでしょうか。「目的地まで移動する」という結果は変わらず、運転席に座りますが（人が中心）、自分が運転しなくても目的地に到着することができます。自動運転機能がついている車（仕組み）を選ぶだけで、ハンドルから少し手を離して、同乗者と移動時間を楽しむことができるようになります。業務のデジタル化も、ITの仕組み・クラウドに変えるだけで、どんな企業でも実現できるものなのです。

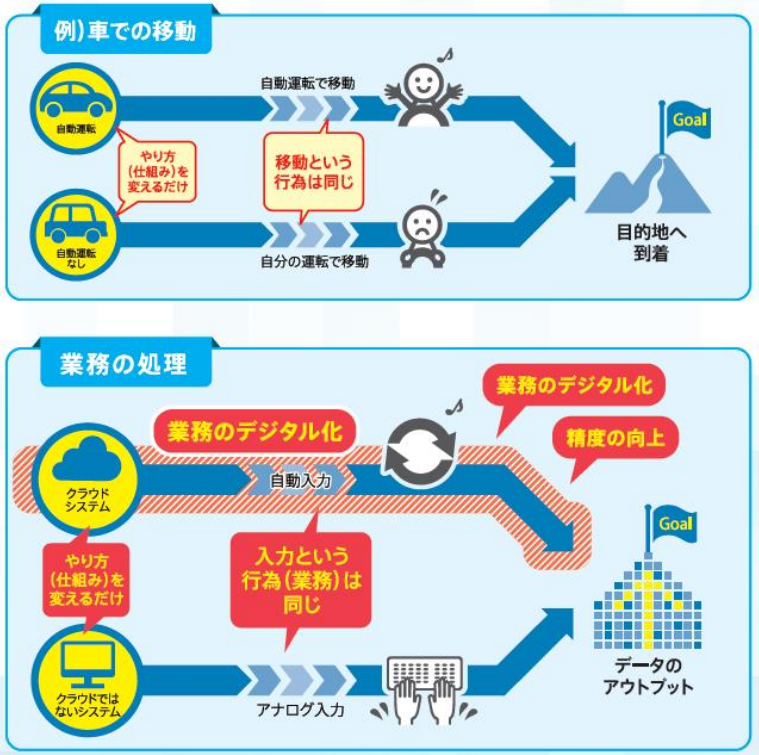

ゴールや目的を変えずに仕組みを変えることで、より楽に、より早く、より正確な業務を実現できます。

すべての経理業務がつながり、デジタル化

奉行クラウド

お客様の成長や変化に合わせて必要な業務から部分的にデジタル化できます。すべての経理業務をデジタル化し、企業全体の生産性を向上します。

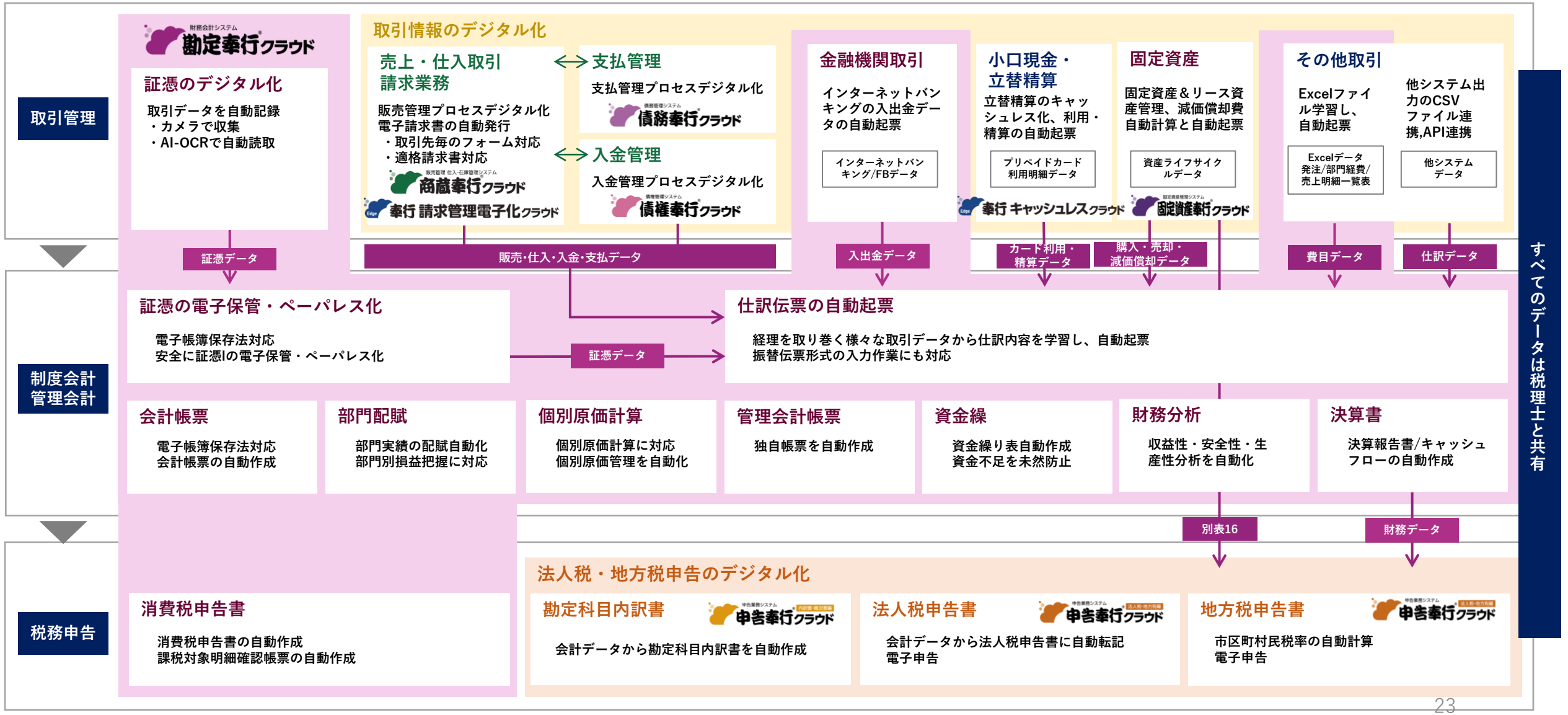

奉行クラウドは、株式会社オービックビジネスコンサルタントが開発・提供しているサービスです。

お問い合わせ

経理DXの実現に向けて、さまざまな経理業務のデジタル化を支援します

バックオフィス業務課題に関するお悩み、業務のデジタル化を進めたいといった取り組みに関するお悩みなど、まずはお気軽にご相談ください。

株式会社トヤマデータセンター

お問い合わせは、
QRコードまたは下記リンクより
お問い合わせフォームにお進みください
https://www.tdc-ict.co.jp/inquiry/

TDC トヤマデータセンター

※本資料は株式会社オービックビジネスコンサルタント社の「OBC 360° サイト」の記事を参考にしています。